国家戦略特別区域会議(区域会議)の運営について

平成 26 年 5 月 12 日 国家戦略特別区域担当大臣 新藤 義孝

区域会議については、諮問会議民間議員の提案も踏まえ、以下のとおり運営することとする。

1. 区域会議の運営は、関係地方公共団体と十分調整し、各特区の実 情に応じ、会議が効率的に運営できるよう柔軟に行う。

区域会議の構成員は、国家戦略特別区域法に規定されているところであり、法の規定に従い構成員が会議に出席することとなるが、多数の自治体が構成員となり、また多くの民間事業者の参加が見込まれる「東京圏」及び「関西圏」については、会議の運営が効率的に行われるよう、自治体及び民間事業者の代表者が中心となって会議の運営ができるよう予め関係地方公共団体等と十分調整する。

- 2. 区域会議をできるだけ早期に開催できるよう、国家戦略特別区域 法に定められた民間事業者の公募等の手続きを速やかに行う。 併せて、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じ、関係地方公 共団体との準備会合を開くこととする。
- 3. 区域会議においては、熟度の高い事業を中心に区域計画の策定を 急ぐこととし、その後順次事業を追加し、計画の改定を行う。
- 4. 区域会議においては、区域計画の具体化のため必要な規制改革の 追加提案を積極的に求めることとし、提案のあった事項については 特区 WG において速やかに検討を行い、その実現を図る。

規制改革の追加提案を含めた区域会議の状況については、諮問会議において報告することとする。